明石市
新ごみ処理施設整備・運営事業

基本協定書
（案）

2025年（令和７年）５月

明　石　市

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業
基本協定書（案）

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、明石市（以下「発注者」という。）と、＿＿＿＿＿＿（以下「代表企業」という。）を代表企業とする＿＿＿＿＿＿グループの各構成企業（以下総称して「優先交渉権者」、個別に「構成企業」といい、そのうち、末尾記名捺印欄に「設計企業」「建設企業」「運営企業」として記名捺印した当事者をそれぞれ「設計企業」「建設企業」「運営企業」という。）は、以下のとおり合意し、この基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的と用語）

第１条　本協定は、本事業に関し、優先交渉権者が本事業の公募手続における優先交渉権者として決定されたことを確認し、発注者と優先交渉権者及び優先交渉権者の設立する特別目的会社（以下「ＳＰＣ」といい、優先交渉権者とＳＰＣを総称して「事業者」という。）の間において、本事業に係る事前調査等業務、整備業務及び運営業務の一括発注に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）並びに当該各業務の詳細について定める各契約（基本契約と併せて以下「事業契約」という。）の締結を目的として、それに向けての発注者及び優先交渉権者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

２　本協定において使用されている用語は、本協定において別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解される場合を除き、本事業の公募手続に係る募集要項に定義された意味を有するものとする。

（当事者の義務）

第２条　発注者及び優先交渉権者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

２　優先交渉権者は、事業契約の締結のための協議において、本事業の公募手続における発注者及び選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（ＳＰＣの設立）

第３条　優先交渉権者は、第５条第１項の定めるところに従って事業契約の仮契約を締結するまでに、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社、かつ、株券不発行会社として、本事業に係る運営業務の実施のみを目的とし、決算期を３月末日とするＳＰＣを明石市内に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を発注者に提出し、ＳＰＣをして定款の原本証明付写しを発注者に提出させるものとする。優先交渉権者は、ＳＰＣの本店所在地が変更される場合、ＳＰＣをして、発注者に対し、事前に書面で通知させるものとする。ただし、優先交渉権者は、本協定の終了に至るまで、ＳＰＣをして、明石市以外の土地に移転させないものとし、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

２　ＳＰＣの株式は譲渡制限株式の１種類とし、優先交渉権者は、ＳＰＣの定款に会社法第107条第２項第１号の定めを規定し、これを発注者の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

３　優先交渉権者は、ＳＰＣへ出資する構成企業（以下「ＳＰＣ株主」という。）をして、次の各号に定める事項を遵守させるものとする。

（１）本施設のうち、焼却施設を担当する建設企業を代表企業とし、その出資比率をＳＰＣの出資者中最大とする。

（２）焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する設計企業、建設企業及び運営企業はいずれもＳＰＣ株主とする。

（３）構成企業以外の第三者の出資を認めないものとする。

（株式の譲渡等）

第４条　優先交渉権者は、本協定の終了に至るまで、ＳＰＣ又はＳＰＣ株主が、次の各号に定める行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を発注者に対して書面により通知させ、その承諾を得た上で、これを行わせるものとする。

（１）　構成企業以外の第三者に対するＳＰＣの株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分

（２）　構成企業以外の第三者による出資を認めることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

（３）　代表企業の出資比率がＳＰＣの出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資並びに構成企業間でのＳＰＣの株式の譲渡、担保設定その他の処分

（４）　焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する設計企業、建設企業又は運営企業がＳＰＣ株主でなくなる構成企業間のＳＰＣの株式の譲渡、担保設定その他の処分

２　前項の定めるところに従って発注者の承諾を得て前項各号に定めるいずれかの行為を行ったＳＰＣ株主は、自ら又はＳＰＣをして当該行為に係る第三者との間の契約書、変更後の定款の写しその他発注者が必要とする書面の写しを、当該行為後速やかに、当該第三者作成に係る発注者が定める書式の誓約書を添えて発注者に対して提出するものとする。

（事業契約）

第５条　優先交渉権者は、発注者との間において、次の各号の定めるところに従って事業契約を締結せしめる。

（１）　基本契約

優先交渉権者は、令和８年５月頃を目途として、発注者との間で基本契約の仮契約を自ら締結しかつＳＰＣをして締結せしめる。

（２）　工事（設計・施工）請負契約

優先交渉権者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、設計企業及び建設企業をして発注者との間で工事（設計・施工）請負契約の仮契約を締結せしめる。

（３）　運営委託契約

優先交渉権者は、基本契約の仮契約締結日と同日付にて、ＳＰＣをして発注者との間で運営委託契約の仮契約を締結せしめる。

２　前項の各仮契約については、工事（設計・施工）請負契約の締結について、明石市議会の議決を得たときから不可分一体のものとして本契約としての効力を生じるものとする。

３　前二項の定めにかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、次の各号に定めるいずれかに該当する場合（以下「デフォルト発生」という。）、発注者は、事業契約に関し、仮契約を締結せず、明石市議会に対する工事（設計・施工）請負契約の承認等に係る議案を提出せず又は本契約を成立させないことができるものとする。

（１）　次の各号のいずれかに該当する場合。

①　公正取引委員会が、本事業に係る公募手続に関して、構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、同法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。

②　公正取引委員会が、本事業に係る公募手続に関して、構成企業が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の

納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第７条の２第 18 項又は第 21 項の規定により課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

③　本事業に係る公募手続に関して、構成企業（構成企業が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

④　その他本事業に係る公募手続に関して、構成企業が前３号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

（２）いずれかの構成企業が次の各号のいずれかに該当する場合。

①　役員等（構成企業が個人である場合にはその者を、構成企業が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であることが認められるとき。

②　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦　構成企業が、①から⑤までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）に、発注者が構成企業に対して当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。

（３）その他、事由のいかんを問わず、優先交渉権者又は代表企業若しくはいずれかの構成企業が発注者の指名停止の措置を受けたとき又は本事業の公募手続に係る募集要項に定められた応募者参加資格要件を喪失したとき

４　優先交渉権者は、前項の定めに従うほか、本事業の提案価格並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計金額の 10 分の 1 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト発生により発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が優先交渉権者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる優先交渉権者の損害賠償債務も連帯債務とする。

５　優先交渉権者は、発注者と事業者との基本契約の締結と同時に、ＳＰＣ株主をして、別紙１の書式による出資者保証書を作成させて発注者に提出させるものとする。

（準備行為）

第６条　事業契約の成立前であっても、優先交渉権者は、発注者の循環型社会形成推進交付金制度その他地域計画に基づく事業実施のために国が市町村に交付する交付金及び補助

金の申請支援を行うものとし、また、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行い又はＳＰＣをして行わせることができるものとする。

２　優先交渉権者は、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果をＳＰＣに承継する必要がある場合には、事業契約成立後速やかに必要な承継手続を講じるものとする。

（事業契約の不調）

第７条　事由の如何を問わず、事業契約の全部が成立に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に発注者及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約の本契約締結日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

２　前項の定めにかかわらず、事業契約の全部が締結されなかった場合には、事業契約の全部が締結されないことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第７条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

（秘密保持等）

第９条　発注者及び優先交渉権者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

２　次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

（１）開示の時に公知である情報

（２）開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

（３）開示の後に発注者又は優先交渉権者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

（４）発注者及び優先交渉権者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

３　第１項の定めにかかわらず、発注者及び優先交渉権者（ただし、第４号及び第５号の場合には、当該号に定める当事者に限る。）は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

（１）弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

（２）法令に従い開示が要求される場合

（３）権限ある官公署の命令に従う場合

（４）発注者が守秘義務契約を締結した者に開示する場合

（５）優先交渉権者がＳＰＣに開示する場合

４　発注者は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

５　優先交渉権者は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとする。

（管轄裁判所）

第10条　本協定に係る訴訟の提起については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（補足）

第 11 条　本協定に定めのない事項について必要が生じた場合又は本協定に関し疑義が生じた場合は、明石市契約規則（平成５年明石市規則第 10 号）に従うほか、その都度、発注者及び優先交渉権者が誠実に協議して定めるものとする。

（以下余白）

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（発注者）　　明石市中崎１丁目５番１号
明石市
明石市長　丸　谷　　聡　子　　印

（優先交渉権者）＜代表企業／【設計企業／建設】企業／ＳＰＣ株主＞
［所在地］
［商　号］
［代表者］

＜設計企業＞
［所在地］
［商　号］
［代表者］

＜建設企業＞
［所在地］
［商　号］
［代表者］

＜運営企業／ＳＰＣ株主＞
［所在地］
［商　号］
［代表者］

別紙１（第５条関係）

令和____年____月____日

明石市
市長　　丸谷　聡子　様

出　資　者　保　証　書

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループの構成企業である代表企業、_____、_____……（以下総称して「当社ら」という。）は、当社らが明石市（以下「貴市」という。）及び（ＳＰＣ名）（以下「ＳＰＣ」という。）との間において本事業に係る事前調査等業務、整備業務及び運営業務の一括発注のために令和６年____月____日付で締結した本事業に係る基本事項について定める基本契約並びに本事業に係る事前調査等業務、整備業務及び運営業務の詳細について定める各契約（以下総称して「事業契約」という。）につき、本書の日付でもって、貴市に対して下記各項に定める事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。

記

１　ＳＰＣが、令和____年____月____日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）上の株式会社である取締役会設置会社、監査役設置会社、かつ、株券不発行会社として適法に明石市内に設立され、かつ、本書の日付現在有効に存在している。

２　ＳＰＣの株式は譲渡制限株式の１種類であり、ＳＰＣの定款には会社法第107条第２項第１号の定めがなされている。

３　ＳＰＣの発行済株式総数は、____株であり、そのすべてを、当社らが保有しており、____株は代表企業が、____株は_____が、____株は_____が、____株は_____が保有している。なお、当社ら以外に焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当するものは存在せず、また、代表企業は、焼却施設の建設を担当する。

４　次の各号に定める行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を貴市に対して書面により通知し、その承諾を得た上で、これを行うものとし、かつ、貴市の承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る貴市が定める書式の誓約書、変更後の定款の写しその他貴市が必要とする書面を添えて貴市に対して提出すること、並びに、かかる手続による場合を除くほか、本事業が終了するときまで、ＳＰＣの株式の保有を取得時の保有割合で継続することを誓約する。

（１）　当社ら以外の第三者に対するＳＰＣの株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分

（２）　当社ら以外の第三者による出資を認めることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

（３）　代表企業の出資比率がＳＰＣの出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資並びに当社らの間でのＳＰＣの株式の譲渡、担保設定その他の処分

（４）　焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する設計企業、建設企業又は運営企業がＳＰＣ株主でなくなる当社らの間でのＳＰＣの株式の譲渡、担保設定その他の処分

（５）　運営期間中におけるＳＰＣの資本金の額を【●】円未満にする減資

５　ＳＰＣの資本金は、施設の供用開始までに_____円以上とし、運営期間に渡って、これを維持し、貴市の事前の書面による承諾なくして当該資本金の額を【●】円未満にする減資をしないことを誓約する。

以　上